

議第73号

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

呉市職員特殊勤務手当支給条例（平成10年呉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
付 則 1～4 略 5 職員が、 <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第6条の規定は適用しない。</u>	付 則 1～4 略 5 職員が、 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第6条の規定は適用しない。</u>
6・7 略	6・7 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定の整理をするため、この条例案を提出する。